

昭和四十一年法律第百十号

流通業務市街地の整備に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 流通業務施設の整備に関する基本指針及び基本方針（第三条・第三条の二）	第三章 流通業務地区及び流通業務団地（第四条）	第四章 流通業務団地造成事業（第五節 第一節 流通業務団地造成事業の施行（第九条） 第二節 削除（第十一条・第二十四条） 第三節 施行計画及び処分計画（第十五条） 第四節 造成施設等の処分等（第三十条・第三十九条））
-----------------	--	-------------------------	--

5 この法律において「公共施設」とは、道路、自動車駐車場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。	6 この法律において「公的施設」とは、官公施設、医療施設その他の施設で、流通業務地区の利便のために必要なものをいう。	7 この法律において「造成施設等」とは、流通業務団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。	8 この法律において「造成敷地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその敷地以外のものをいう。
9 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。	10 この法律において「処分」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその敷地以外のものを行なう造成施設等の処分に関する計画をい	11 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をい	12 この法律において「処分」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその敷地以外のものを行なう造成施設等の処分に関する計画をい
13 第二章 流通業務施設の整備に関する基本指針及び基本方針（第三十九条の二・第四十七条）	14 第三章 流通業務地区の数、位置、規模及び機能に関する基本的事項（第四十七条の二・第四十八条の三）	15 第四章 流通業務地区内の流通業務施設の種類、規模及び機能に関する基本的事項（第五十三条）	16 第五章 流通業務地区内における施設の整備に関する基本的事項（第五十三条）
17 第一節 総則（第四十九条・第五十三条）	18 第二節 雑則（第五十三条）	19 第三節 基本指針（第五十三条）	20 第四節 基本方針（第五十三条）
21 第五節 補則（第三十九条の二・第四十七条）	22 第六章 罰則（第四十九条・第五十三条）	23 第七章 附則	24 第八章 附則

1 一 相当数の流通業務施設の立地により流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来している都市であつて、流通業務市街地を整備するこ	2 二 高速自動車国道その他の高速輸送に係る施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて相当数の流通業務施設の立地が見込まれ、これにより流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来すおそれがあると認められる都市であつて、流通業務市街地を整備することが相当と認められるものであること。	3 三 國土交通大臣、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、流通業務地区に関する都市計画を定めようとするときは、あわせて該地区が流通業務市街地として整備されるため必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。	4 一 流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項
5 二 流通業務市街地を整備すべき都市に関する事項	6 三 流通業務施設の機能及び立地に関する事項	7 四 流通業務施設の整備に際し配慮すべき重要な事項	5 一 流通業務施設の整備に関する基本的な事項
8 二 流通業務市街地を整備すべき都市の設定に関する事項	9 三 流通業務施設の機能及び立地に関する事項	10 四 流通業務施設の整備に際し配慮すべき重要な事項	6 一 流通業務施設の整備に際し配慮すべき重要な事項
11 三 流通業務施設の機能及び立地に関する事項	12 四 流通業務施設の整備に際し配慮すべき重要な事項	13 一 物資の流通量の見通し	7 一 物資の流通量の見通し
14 二 物資の流通に関する技術の向上及び流通機構の改善の見通し	15 三 自動車の交通量の見通し	16 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	8 二 物資の流通に関する技術の向上及び流通機構の改善の見通し
17 三 自動車の交通量の見通し	18 四 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	19 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	9 三 自動車の交通量の見通し
20 四 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	21 一 トランクターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設	22 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	10 一 トランクターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設
22 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	23 二 卸売市場	24 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	11 二 卸売市場
24 二 卸売市場	25 三 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場	26 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	12 三 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場
26 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	27 四 上屋又は荷さばき場	28 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	13 四 上屋又は荷さばき場
28 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	29 五 通業務の用に供する事務所	30 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	14 五 通業務の用に供する事務所
30 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	31 六 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流	32 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	15 六 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流
32 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	33 七 金属板、金属錠又は紙の切断、木材の引割り、その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場又は自動車車庫	34 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	16 七 金属板、金属錠又は紙の切断、木材の引割り、その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場又は自動車車庫
34 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	35 八 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場	36 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	17 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し
36 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	37 九 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫	38 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し	18 一 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し

十 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場

十一 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区的機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

十二 公共施設又は国土交通省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していいた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。

十三 流通業務地区については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条及び第十九条の規定は、適用しない。（違反施設に対する措置）

第六条 都道府県知事等は、前条第一項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更（以下この条及び第四十九条において「施設の移転等」という。）をすべきことを命ずることができる。

七 前項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくてその施設の移転等を命ぜべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、その施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行うべき旨及びその期限までに施設の移転等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行う旨を公告しなければならない。

八 前項の規定により施設の移転等を行なうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

九 （流通業務団地に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画）

第六条の二 都市計画法第十二条の二第二項の規定により流通業務団地に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定めるべき区域は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 流通業務地区外の幹線道路、鉄道等の交通施設の利用が容易であること。

二 良好な流通業務団地として一体的に整備される自然的条件を備えていること。

三 当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。（流通業務団地に関する都市計画）

第七条 都市計画法第十二条第二項の規定により流通業務団地に関する都市計画において定めるべき区域は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域でなければならぬ。

一 前条各号に規定する条件に該当すること。

二 当該区域内において整備されるべきトラックターミナル、鉄道の貨物駅又は中央卸売市場及びこれらと密接な関連を有するその他の施設及びこれらの施設における貨物の集散量及びこれらの施設の配置に応じた適正な規模のものであること。

三 流行業務団地に関する都市計画においては、前項第二号の流通業務施設の敷地の位置及び規模並びに公共施設及び公益的施設の位置及び規模を定めるものとする。

四 流通業務団地に関する都市計画においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合若しくは延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の高さ又は壁面の位置の制限を定めるものとする。

八条 流通業務団地に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、自動車駐車場その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するようして定めること。

二 当該区域が、流通業務施設が適正に配置され、かつ、各流通業務施設を連絡する適正な配置及び規模の道路その他の主要な公共施設を備えることにより、流通業務地区の中核として一体的に構成されることとなるように定めること。

（施行者）

第四章 流通業務団地造成事業

第一节 流通業務団地造成事業の施行

（流通業務団地造成事業の施行）

第九条 流通業務団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

第六条の二 都市計画法第十二条の二第二項の規定により流通業務団地に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定めるべき区域は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 流通業務地区外の幹線道路、鉄道等の交通施設の利用が容易であること。

二 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

三 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。（処分計画の認可等）

第二十六条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、機関にあつては国土交通大臣の認可を受け、地方公共団体にあつては都道府県知事（都道府県にあつては、国土交通大臣）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

二 施行者は、施行計画を定めた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、これを変更しようとする場合（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。（処分計画の認可等）

第三十条 施行者は、事業地（事業地を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が機関であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。（工事完了の公告）

三 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が施行計画に適合していないと認めたときは、遅滞なく、当該事業地について工事が完了した旨を公告しなければならない。（流通業務団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）

第三十一条 流通業務団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、前条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理者すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理者すべき者の定めがあるときは、それらの者（施設を管理すべき者）の管理に属するものとする。

二 施行者は、前条第二項の公告の日以前において、公共施設に関する工事が完了した場合には、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

三 施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合は、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

四 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引

3 豊林水産大臣又は都道府県知事は、流通業務団地の区域内の農地又は採草放牧地を流通業務団地造成事業又は流通業務団地に関する都市計画に適合した流通業務施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による許可を求められた場合においては、流通業務団地造成事業の施行に関連して必要となる公共施設が促進されるよう配慮するものとする。

（技術的援助の請求）

第四十三条 都道府県及び機構は国土交通大臣に対して、市町村は国土交通大臣及び都道府県知事に對して、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ流通業務団地造成事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（施行者に対する監督等）

第四十四条 国土交通大臣は施行者である機構に対し、機構が定めた施行計画又は機構が行う工事若しくは处分が、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 土地 土地造成事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、流通業務団地造成事業は、施行者である都道府県に対し、都道府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれそれらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画若しくは処分計画に従つてないと認められる場合においては、流通業務団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 地 施行者である地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該施行計画の変更若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 地 國土交通大臣は、違法又は不当な第三十八条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成敷地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

（関連公共施設の整備）

第四十五条 國及び地方公共団体は、流通業務団地造成事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に努めるものとする。

（関係行政機関との調整）

第四十六条 国土交通大臣は、流通業務地区、流通業務団地に係る市街地開発事業等予定区域又は流通業務団地に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣及び經濟産業大臣に協議するものとする。

2 土地 土地造成事業の施行に同意しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣及び經濟産業大臣に協議するものとする。

第四十七条 國土交通大臣又は都道府県知事は、第二十六条第一項の規定により処分計画を認可し、又は処分計画に同意しようとするときは、あらかじめ、当該処分計画に係る造成敷地等である敷地の上に建設されることとなる流通業務施設の設置又は經營について、他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関の長に協議しなければならない。

（不動産登記法の特例）

第五章 雜則

（主務大臣）

第四十七条の二 第二章における主務大臣は、農林水産大臣、經濟産業大臣及び国土交通大臣とする。

（権限の委任）

第四十七条の三 第三章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（政令への委任）

第四十八条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第六条第一項の規定による命令に違反して、施設の移転等をしなかつた者

二 第三十七条第一項の規定に違反して、施行者が定めた期間内に、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四三年六月一五日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四二年七月三一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四〇年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和零年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和零年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和零年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和零年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和零年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十三年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十二年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十一年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和十年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和九年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和八年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和七年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和六年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和五年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則 **（昭和四年六月一日法律第一〇九号）**

（施行期日）

九号 **抄**

1 附 則

の条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(検討) 第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質に関する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一一日法律第一四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第五条まで並びに附則第十八条及び第五十二条の規定

二 第一条（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第八条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第三十九条の規定、附則第五十条中経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第四条第一項第三十九号の改正規定並びに附則第五十一項の規定 平成十五年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十二条 この法律（附則第一条ただし書各号に掲げる規定については、当該各規定。以下の条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月二〇日法律第一〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成一六年四月二一日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、次の場合に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 第二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第二百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十二条及び第三十条の規定 公布の日

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二九日法律第一九号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日) **〇五号**抄

(施行期日) **〇五号**抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び独立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律五百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日(五百五号)の公布の日から遅い日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十一条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十三条から第二十七条まで、第二

十九条から第三十三条まで、第三十四条（社
会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十
一条の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第三
十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第
四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限
る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律第六十四条の
改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自
立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規
定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一
項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の
改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二
条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三
及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第
一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規
定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法
第十八条から第二十二条まで、第二十七条、
第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第
一百三条、第一百五条（駐車場法第四条的改
正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第
一百八十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五
条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百六
条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条
の二の改正規定を除く。）、第一百八十七条
（都市計画法第六条の一、第七条の一、第八
条、第十条の二から第十二条の二まで、第十
二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第
十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条
及び第五十五条の二の改正規定を除く。）、第
百二十一条（都市再開発法第七条の四から第
七条の七まで、第六十条から第六十二条ま
で、第六十六条、第九十八条、第九十九条の
八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及
び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第
百十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第
九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都
市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定
を除く。）、第一百三十一条（大都市地域におけ
る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別
措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第
六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正
規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市
の

地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十五条の建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十九条、第一百七十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第二十九条第四項から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十一条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十五条の規定並びに附則第十五条第一項から第五十三条まで、第五十五条、第五

第十八条 第五十九条、第六十条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第二百七条まで、第二百十二条、第二百十七条规定（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第二百十九条、第二百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条 第一百六条の規定（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第二百六条の規定による改正前の流通業務市街地の整備に関する法律第五条第二項第一項ただし書若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に同法第五条第一項ただし書の規定により都道府県知事に対し行つてている許可の申請で、第二百六条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項ただし書又は第六条第一項若しくは第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日